

## 入札契約制度の改善について（お知らせ）

平成19年11月1日  
財団法人千葉県下水道公社

当公社は、県及び市町村からの受託業務を実施していることから、公正で、透明性・競争性の高い入札契約制度が求められています。

当公社では、11月1日から次のとおり入札契約制度の改善を実施しましたのでお知らせします。

### 1 一般競争入札の拡大

#### ①工事、測量、設計委託等

5,000万円以上の案件については、一般競争入札を実施します。

#### ②物品の購入、業務委託等

500万円以上の案件については、一般競争入札を実施します。

### 2 総合評価方式の一般競争入札の導入

5,000万円以上の工事を対象に、総合評価方式の一般競争入札を導入します。

1億円以上の工事は、原則として実施します。

5,000万円以上1億円未満の工事については、緊急性を要する工事や技術的に工夫の余地の小さい工事等を除き実施します。

業務委託においても、業務提案により業務内容の向上、コスト削減等が見込まれる業務については、総合評価方式の一般競争入札を実施する場合があります。

### 3 一般競争入札における事後審査方式の導入

総合評価方式を実施しない工事、測量、設計委託等の一般競争入札については、入札参加資格の確認を入札後に行う、事後審査方式で実施します。

総合評価方式を実施する案件、物品の購入、業務委託等の一般競争入札については、従来どおり事前審査とします。

### 4 公募型指名競争入札の廃止

一般競争入札の案件の拡大に伴い、公募型指名競争入札は廃止します。

### 5 指名競争入札における指名業者数の増加

工事における指名競争入札の指名業者数を、1,000万円未満の案件は9者以上、1,000万円以上の案件は12者以上とします。

### 6 低入札価格調査制度の拡大

低入札価格調査は、2,500万円以上の工事で既に実施していますが、1億円以上の工事については、特別重点調査を実施します。（試行実施）

業務委託においても、業務の内容によっては、低入札価格調査を実施する場合があります。

#### （参考）

談合等に起因する損害賠償額を契約額の10%から20%へ増額しました。（10月実施済み）

当公社の入札制度は、千葉県の入札制度とほぼ同様のものとなっています。

個別の案件への適用は入札の公告等に記載しますので、よく読んで入札に参加してください。